



M&Aを実行したら、 すみやかにご対応ください

- ⚠ M&A取引の実行日から60営業日以内に経営者保証を解除する
- ⚠ M&A取引の実行日から10営業日以内に金融機関等に経営者保証解除の相談を行う 等

※詳細条件は裏面をご参照ください

**一定の要件に該当した場合、M&A支援機関協会の
「特定事業者リスト」に、譲り受け側事業者名が
最低10年間自動で掲載されます。**

特定事業者リストとは、不適切な譲り受け側事業者の情報を共有する仕組みです

特定事業者リストは、一般社団法人M&A支援機関協会が2024年10月に開始した不適切な譲り受け側の情報を共有する仕組みです。M&A取引において所定の事由が発生した場合、当該取引における譲り受け側事業者の情報を、M&A支援機関協会が管理する特定事業者リストに登録します。制度参加会員であるM&A支援機関が取引の判断等を行う際、特定事業者リストの登録情報を参照情報として活用するものです。

近年、中小企業の後継者問題の解決策のひとつとしてM&Aが広まり、成長の手段としても活用されるようになった一方で、不適切な譲り受け側事業者の存在が問題となりました。M&A支援機関協会は、不適切な譲り受け側事業者撲滅やM&A支援の質の向上を目指し、業界健全化に向けた取り組みを行っています。

特定事業者リスト 詳細

URL:<https://www.maa-a.or.jp/list/>



特定事業者リストに登録される要件

① 下記の客観的登録要件のいずれかに該当した場合、特定事業者リストに「自動登録」されます。自動登録された事業者は事後的に異議申し立てを行うことができます。

- M&A取引の実行日から60営業日以内に経営者保証が解除されない場合
- 譲り受け側が、M&A取引の実行日から10営業日以内に金融機関等に経営者保証解除の相談を行わない場合
- 経営者保証を解除できないことが確定した日から20営業日以内に譲り受け側が借換や自らの負担による当該保証債務等の解除を行わない場合
- M&A対価の分割払いや退職慰労金の後払いをする場合で、支払期日を経過しても支払いがなされない場合 等

② 下記の主観的登録要件に該当した場合、当協会による調査を行い、当該事業者に事前の弁明の機会を付与したうえで、当該事業者の行為が悪質かつM&A取引に関連して譲り渡し側やその関係者に重大な損失・悪影響を与え、M&A取引の健全性を著しく阻害するものに該当するときは、特定事業者リストに登録されます。

- 明らかな資金不足によるM&Aの実施
- 最終契約合意事項の不当な履行拒否
- 不正競争防止法違反、M&Aを利用した譲り渡し側の情報の不当な抜き取りおよび不当使用
- M&A後に譲り渡し側から資金を抜き取る一方で必要な運転資金を入金しない 等

※「営業日」とは、銀行休業日以外の日です。各要件の期間を計算する場合、初日は不算入とします。

特定事業者リスト 詳細 URL: <https://www.maa-a.or.jp/list/>



不適切な譲り受け側事業者に関する情報提供のお願い

不適切なM&A取引に関する情報に接した際は、「M&A支援機関協会 不適切な譲受け事業者に関する情報提供窓口」までご連絡ください。

▼ M&A支援機関協会

不適切な譲受け事業者に関する情報提供窓口

TEL : 03-4567-1150

Webフォーム : <https://www.maa-a.or.jp/inappropriate/>

Webフォームはこちら



M&A支援機関協会
M & A Advisors Association

名称	一般社団法人M&A支援機関協会		英文名称	M&A Advisors Association (MAAA)
創立日	2021年10月1日			
代表理事	三宅 卓（株式会社日本M&Aセンター 代表取締役会長）			
理事	荒井 邦彦（株式会社ストライク 代表取締役）		篠田 康人（名南M&A株式会社 代表取締役社長）	
	梅原 弘充（株式会社静岡銀行 取締役専務執行役員/ 一般社団法人全国地方銀行協会）		渋谷 寿彦（虎ノ門有限責任監査法人 理事長/ 日本公認会計士協会 常務理事）	
	久保 良介（株式会社オンデック 代表取締役社長）		中村 悟（M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役社長）	
	佐上 峻作（株式会社M&A総合研究所 代表取締役会長）		渡辺 章博（公認会計士）	
監事	弁護士 菊地 裕太郎（菊地総合法律事務所）			
所在地	東京都中央区八重洲1-6-1 TOFROM YAESU TOWER 41階			
URL	https://www.maa-a.or.jp/			

(2026.08)